改正

平成27年3月23日条例第10号 平成27年9月30日条例第32号 平成28年8月8日条例第25号 平成28年10月3日条例第28号 平成29年10月2日条例第24号 平成29年12月21日条例第41号 平成30年3月20日条例第20号 平成30年10月1日条例第40号 平成31年3月20日条例第15号 令和元年12月24日条例第38号 令和2年10月1日条例第43号 令和3年10月5日条例第39号 令和4年9月28日条例第28号

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例

(設置)

第1条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業 を行うため、放課後児童クラブを設置する。

(名称及び位置)

第2条 放課後児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

(対象児童の範囲)

- **第3条** 児童クラブに入会することができる児童は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 市内に居住していること。
 - (2) 小学校に就学している児童であること。
 - (3) 保護者が、労働等により昼間家庭にいないこと。

(開設時間及び休会日)

- **第4条** 児童クラブの開設時間及び休会日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めると きは、これを変更することができる。
 - (1) 開設時間は、放課後から午後6時30分までとする。ただし、土曜日及び学校における休業日にあっては、午前8時から午後6時30分までとする。
 - (2) 休会日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12 月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)とす る。

(保護者負担金)

- 第5条 児童クラブ入会児童の保護者は、児童1人につき、月額4,000円の保護者負担金を納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、同一世帯に属する2人以上の児童が利用する場合において、2人目 以降の児童に係る保護者負担金の額は、当該児童につき月額2,000円とする。

(保護者負担金の減免)

- 第6条 市長は、必要と認めるときは、保護者負担金を減額し、又は免除することができる。 (委任)
- 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供 の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24 年法律第67号)の施行の日から施行する。

(三次市放課後児童健全育成事業条例の廃止)

2 三次市放課後児童健全育成事業条例(平成16年三次市条例第142号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに廃止前の三次市放課後児童健全育成事業条例の規定によりな された手続,処分その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にした行為は、この条例の相当規定によって行われたものとみなす。
- 5 第3条の規定にかかわらず、対象児童数、地域性、指導員数等を総合的に勘案し、対象児童の 範囲について制限を設けることができる。

附 則(平成27年3月23日条例第10号)

この条例は,公布の日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日条例第32号)

この条例は、平成27年9月30日から施行する。

附 則 (平成28年8月8日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。(平成28年規則36号で平成28年9月23日から施行)
 - (1) 第2条の規定 1年を超えない範囲内において規則で定める日(平成29年規則第18号で平成29年7月10日から施行)
 - (2) 第3条の規定 6月を超えない範囲内において規則で定める日(平成28年規則第41号で平成28年12月22日から施行)

附 則 (平成28年10月3日条例第28号)

この条例は、平成28年10月31日から施行する。

附 則 (平成29年10月2日条例第24号)

(施行期日)

この条例は、平成29年10月31日から施行する。(後略)

附 則(平成29年12月21日条例第41号抄)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。 (平成30年規則第5号で平成30年3月22日から施行)

附 則 (平成30年3月20日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日条例第40号)

この条例は、平成30年10月31日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日条例第15号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月24日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年10月 1 日条例第43号)

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。 ただし、第5条の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(令和2年規則第53号で令和2年11月1日から施行。ただし、第2条及び第5条の規定の施行期日は令和2年11月9日とし、第1条の規定の施行期日は令和3年4月1日とする)

附 則 (令和 3 年10月 5 日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(令和5年規則第5号で令和5年3月20日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和4年9月28日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(令和4年規則第41号で令和4年12月26日から施 行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和 4 年12月16日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(令和5年規則第31号で令和5年4月17日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに改正前の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表 (第2条関係)

名称	位置
三次小学校第1放課後児童クラブ	三次市三次町1851番地1
三次小学校第2放課後児童クラブ	三次市三次町1851番地1
十日市第1放課後児童クラブ	三次市十日市中四丁目6番28号
十日市第2放課後児童クラブ	三次市十日市中四丁目6番28号
十日市第3放課後児童クラブ	三次市十日市中四丁目6番28号
十日市第4放課後児童クラブ	三次市十日市中四丁目6番28号
八次第1放課後児童クラブ	三次市畠敷町1722番地1
八次第2放課後児童クラブ	三次市畠敷町1722番地1
八次第3放課後児童クラブ	三次市畠敷町1722番地1
八次第4放課後児童クラブ	三次市畠敷町1722番地1
八次第5放課後児童クラブ	三次市畠敷町1722番地1
八次第6放課後児童クラブ	三次市畠敷町1660番地3
神杉放課後児童クラブ	三次市高杉町1684番地20
和田放課後児童クラブ	三次市向江田町3351番地1
酒河第1放課後児童クラブ	三次市西酒屋町804番地1
酒河第2放課後児童クラブ	三次市西酒屋町804番地1
ちゅうおう放課後児童クラブ	三次市十日市中二丁目 9 番24号
吉舎放課後児童クラブ	三次市吉舎町吉舎368番地
三良坂放課後児童クラブ	三次市三良坂町三良坂5042番地1
三和小学校放課後児童クラブ	三次市三和町敷名11496番地
甲奴放課後児童クラブ	三次市甲奴町西野42番地6

備考 別表に掲げるもののほか、別に定める放課後児童クラブ